

被扶養者認定に際しての必要添付書類 一覧

下記の書類以外にも必要に応じて関係書類を提出していただくことがあります。○は必須、△は該当する場合に添付願います。

			被扶養者 状況届	無収入 証明書 または 非課税 証明書	給与明細 (直近三ヶ月分)	確定申告 書類	失業給付 関連書類	在学証明 書または 学生証	仕送り証明 書 (直近三ヶ月分)	住民票 (交付後六ヶ月以内)	年金裁定 通知書 または 年金 振込 通知書
				注1		注2	注3		注4	注5	
				原本	コピー	コピー	原本	コピー	コピー	原本	コピー
配偶者	同別居は 問わず	収入有	○		○	△					
		収入無	○	○			△				
子 18歳未満	同別居は 問わず	収入有無 は問わず	○								
			○	○			△				
子 18歳以上	同居	収入有	○		○	△		△			
		収入無	○	○			△	△			
	別居	収入有	○		○	△		△	○	○	
		収入無	○	○			△	△	○	○	
弟、妹、孫	同居	収入有	○		○	△		△		○	
		収入無	○	○			△	△		○	
	別居	収入有	○		○	△		△	○	○	
		収入無	○	○			△	△	○	○	
実父母、 実祖父母	同居	収入有	○		△	△				○	△
		収入無	○	○			△			○	
	別居	収入有	○		△	△			○	○	△
		収入無	○	○			△		○	○	
上記 以外	同居	収入有	○		○	△		△		○	△
		収入無	○	○			△	△		○	

注1 無収入証明書・非課税証明証

1. 1月1日時点で居住の市町村役場で発行となります。
2. 転居された場合には郵便やインターネットで当該市町村役場へ請求の上、取得願います。
3. 前年度の非課税証明証は市町村によっては6月中旬以降の発行になりますので、各市町村へ、ご確認ください

注2 確定申告書類

- 以下の3点を提出下さい
1. 確定申告/第一表
 2. 青色申告決算書
 3. 減価償却費計算書

注3 失業給付関連書類

1. 受給権放棄の場合
離職票1(原本)と離職票2(原本)
2. 受給終了の場合
受給資格者証(コピー)「支給終了」印のあるもの
3. 受給延長の場合
延長通知(原本)、離職票1(原本)と離職票2(原本)
誓約書、母子手帳などの写し
4. 受給権がない場合
退職証明書(雇用保険未加入と記載のあるもの)

注4 仕送りの証明書

1. 振込明細書の場合(3ヶ月分)
銀行または郵便局からの振込み(インターネットからの振り込み含む)伝票の控え(写し可)、もしくは通帳の振込みが確認できる部分(提出時は送金以外の収支欄、残高欄は消してください)
2. 現金書留の場合(3ヶ月分)
振込明細書
3. 給与の分割振込み、通帳による入金の場合
家族が利用している口座の通帳(写し)で、仕送り月の出金した内容がわかる全てのページをコピーしてください。

以下の場合は仕送りとは認められませんので、ご注意ください。

1. 生計費を「手渡し」している。
2. 近隣に住んでいるため、食費などの生活費は、被保険者が負担しているなど

注5 住民票

1. 世帯全員の住所・続柄を有するもの。
【注意】
住民票だけで続柄がわからない場合は、**戸籍謄本[原本]**も提出してください。